

水道事業民営化を推し進める水道法改正について 慎重審議を求める会長談話

政府は、人口減等のため水道事業の運営が厳しくなり水道施設に関する老朽管の更新や耐震化対策等に支障が生じている地方自治体から公共施設等運営権を民間事業者に設定できるコンセッション方式の仕組みを導入すべく、水道法を改正する法律案の成立を目指している。コンセッション方式により水道事業運営を民間事業者に行わせ、そのノウハウを生かした効率的運営を行わせ、よって水道事業経営基盤を強化しようとするものである。

水道事業民営化は、1980年代後半から国際的に進展していったが、水道民営化を進めた国々では、問題が山積しており、再公営化の動きが進んでいる点を指摘したい。

2000年から2015年3月末までの15年間に世界37か国235水道事業が再公営化されたとの国際的な調査機関の報告がある。

例えば仏パリでは、1984年、フランスを拠点とする2つの水メジャー（水道事業サービスの国際的企業）に水道事業を委託したが、水道料金は1985年～2009年までに約3倍になる等の理由から2010年に再公営化した。独ベルリンでは1999年、水メジャー等に水道公社の株式を売却する民営化が行われたところ、2004年～05年にあわせて20%の値上げが行われたために、2012～13年に州が株式を買戻し再公営化した。買戻の巨額費用が料金に上乗せされることになった。仏ニームでは、長期にわたって水メジャーに委託してきたが、設備の老朽化が放置されたために、漏水率が30%に至った。イギリスでは、民営化後の20年間に水道料金が45%上昇したが、反面、水質検査を通った水道水は85%に減少した。

水道は国民の日常生活に直結しその健康を守るために欠くことのできないものであって安全・低廉で安定的に水を使用できる権利は、国連人権規約11条、12条の水に対する人権や憲法25条の生存権に基礎をおく重要な人権であるが、水道民営化を進めた国々の実情や再公営化の動きをみるならば、水道の民営化については慎重な議論が必要であり、性急に結論を急ぐべきではない。

しかし、水道事業民営化の問題性は国民に十分周知されているとはいえず、また水道事業経営基盤強化のために民営化を含めてどのような方策があるのか等の検討について国民間での議論が殆どなされていないのが現状である。

それゆえ、水道民営化を推し進める水道法の改正について慎重審議を求めるものである。

2018年（平成30年）12月5日

兵庫県弁護士会

会長 藤掛伸之